

通行証 ■■■ IC カード  
(エンコード済みカード)の調達

仕様書

衆議院事務局

令和6年11月

## 1. 適用

本仕様書は、衆議院が発注する「通行証ICカード(エンコード済みカード)の調達」(以下「本業務」という。)に適用する。なお、本業務の履行にあたっては、契約書及び本仕様書に基づき実施するものとする。

## 2. 業務の目的及び内容

### (1) 業務の目的

通行証 ICカードとして利用するため、FeliCaカード(エンコード済みカード)を調達するものである。

調達した通行証 ICカードは、  
利用することとする。

### (2) 業務の範囲

FeliCaカード(エンコード済みカード)

### (3) 納入期限

令和 7 年 3 月 28 日

### (4) 納品物

受注者は以下の納品物を本院担当職員と協議を行い作成し、指示に従い納入すること。

### (5) 納品検査

本仕様書等関係書類に基づく納入物品の検査は、受注者立会いのもと本院担当職員が行う。受注者は本業務の履行に際し、本院担当職員による検査及び資料の提示等の指示に迅速に対応するものとし、修正及び改善要求があった場合には、本院担当職員との間に別途協議の場を設けて対応を決定する。

## 3. 通行証用 IC カードの仕様

### (1) 種別及び調達数

FeliCaカード(エンコード済みカード)4,000枚

### (2) 技術仕様

#### ① カードタイプ

FeliCa StandardのICカードとする。(ISO/ IEC18092)

#### ② 不揮発性メモリ

ユーザエリア3.8KB以上とする。

#### ③ 耐久性

設計上10年以上程度の耐用年数のものとする。

#### ④ 暗号処理

AES暗号方式およびDES暗号方式に対応可能であること。

⑤ インタフェース

非接触インタフェースを有すること。

⑥ 耐タンパー性

耐タンパー性を有し、鍵情報、カード内蔵情報等へのセキュリティが確実に担保できること。

⑦ 2次発行

必要な情報がエンコードされていること。また、裏面に本院から提示する注意事項、および [ ] を印字または刻印し [ ] のときは、 [ ] 提出すること。

4. 留意事項等

(1) セキュリティの確保

機器の耐タンパー性、情報の暗号化、適切なアクセス制御等を実施し、鍵情報、失効情報あるいは暗号化情報等の漏洩、破壊等を防げること。また、品質保証に関し、製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられていること。

(2) 本調達における業務の再委託について

- ① 本調達における業務について、受注者が一部でも再委託する場合、再委託の内容、含まれる情報、再委託先及び再委託に対する管理方法等を事前に本院担当職員と協議の上、承諾を得ることとし、当該内容を記載した文書を提出すること。
- ② 再委託先が行った業務について、受注者は全責任を負うこと。また、受注者は、再委託先に対して、下記の機密保持と同等の義務を負わせるものとする。

(3) 機密保持

- ① 受注者は、本調達で知り得た情報について、本院担当職員の承諾なしに第三者に開示又は漏洩しないこと。
- ② 受注者は、本調達で知り得た情報を他の目的で利用しないこと。
- ③ 本院が提示する資料は原則として貸し出しによるものとし、本院担当職員と協議の上、承諾を得た期限までに返却すること。また、当該資料の複写及び本調達の目的外の使用をしないこと。
- ④ 上記事項以外で機密保持に関する事項は、本院担当職員と協議の上、とり決めること。

(4) 受注者は、3(2)⑦の [ ]

については、 [ ]

との仕様調整・検証等を本院も含め協議の上、対応すること。

なお、 [ ] との仕様調整・検証等で発生する費用は、受託者が負担するものとする。

5. 知的財産権等

(1) 本契約に関して発注者が開示した情報(既に公知された情報を除く。)及び契約履行過程で発生した成果物に関する情報を、本契約の目的以外に使用又は第三者に開示、もしくは漏洩してはならないものとし、かつそのために必要な措置を講ずること。

(2) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれる場合、本院担当職員が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に要する経費の負担及び使用許諾契約に係わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、当該契約等の内容について、事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。なお、本仕様書に基づく作業に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、発注者はかかる紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねるなどの協力措置を講ずるものとする。

6. その他

本仕様書に記載がない事項であっても、必要と認められるものについては、発注者と受注者において協議・検討するものとする。

以上